

## 第1回議会の議員の定数等に関する小委員会次第

日 時 平成16年11月4日

午後1時

場 所 渋川市役所 3階 第4会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 委員長及び副委員長の選任について

(2) 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関することについて

4 その他

(1) 次回会議の日程について

5 閉 会

### 3 議 事

#### (1) 委員長及び副委員長の選任について

渋川地区市町村合併協議会小委員会規程第4条第2項の規定に基づき、委員長及び副委員長を委員の互選により定める。

職 名	氏 名	所属市町村
委 員 長	宮 下 宏	渋 川 市
副 委 員 長	飯 塚 重 雄	子 持 村

## (2) 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関することについて

定数特例の適用を受けるべきだ、とする意見を主張する委員は、これまでの議論から次のようなことを理由にしている、と考えられる。

- 1) 新しいまちづくりには、新たに選ばれた議員が清新な気持ちで、4年間市政に取り組む必要がある。これが定数特例の適用を受けるとする意見の最大の理由であるが、在任特例を受けるとする意見に対する次のような批判をする中で、それらも定数特例の適用を受けるとする意見の根拠となっている、と考えられる。
- 2) 92人の数の議員が存在するという点について住民の理解が得られるか。
- 3) 92人の場合、実質的な議会運営ができるか。
- 4) 括弧3のことから考えて、新しいまちづくりにとって重要な、合併後の1年間に無駄になってしまうのではないか。
- 5) 住民感情と議会の考え方にずれがあるのではないか。
- 6) 92人というのは、いろんな意味で多すぎる、ということから在任特例の適用を受ける、ということについて住民の反発がでた場合、特に議会として対応ができるのか。もし、その対応に誤ると合併自体がうまくいかなくなるおそれがある。

《 参 考 資 料 1 》

任意協議会における議会小委員会での確認事項

( 第 5 回議会小委員会 H16.6.26 )

- 1 定数特例を適用するか在任特例を適用するか引き続き協議を行うこと
- 2 仮に定数特例を適用する場合の議員の定数は、44人から50人程度とすること。
- 3 仮に在任特例を適用する場合の在任期間は、1年以内とすること。
- 4 特例期間終了後の新市の議員定数は、30人とし、選挙区は設置しないこと。
- 5 協議会へ中間報告を行い、協議会委員の意見を受け、再度、小委員会できりまとめを行うこと。

《 参 考 資 料 2 》

任意合併協議会での経過について

期 日	会 議	主 な 内 容
H16.2.24	第 1 回小委員会	委員長、副委員長の選任
H16.3.23	第 2 回小委員会	定数及び任期の取扱いについて制度の説明及び意見交換
H16.4.13	第 3 回小委員会	協議の方法について (小委員会の方針決定後、3号委員との合同会議を開催することを確認) 意見交換
H16.5.10	第 4 回小委員会	特例を適用した場合の具体的例示をもとに意見交換。 3号委員との合同会議開催を決定。
H16.5.31	小委員会・3号委員合同会議	特例の適用について意見交換 特例の選択とその具体的内容について、各市町村議会の意見集約を行うことを確認
H16.6.26	第 5 回小委員会	各市町村議会の意見集約 1)定数特例・・・2議会 2)在任特例・・・4議会 特例を適用する場合の方向性を確認
H16.6.30	第 9 回任意合併協議会	第 5 回小委員会での確認事項を報告
H16.7.17	第 6 回小委員会	次回小委員会で方向性を出すことを確認
H16.7.29	第 7 回小委員会	次回小委員会で、小委員会として1つの方向性を全会一致の考え方で決めることを確認
H16.8.18	第 8 回小委員会	小委員会での協議内容を法定協議会移行後の小委員会へ継承し、引き続き協議することを確認

議会の議員の定数等に関する小委員会委員名簿

(H16.10.31 現在)

職 名	氏 名	所属市町村名
規約第9条第1項 第3号委員	宮 下 宏	渋川市
	中 澤 広 行	伊香保町
	中 沢 義 美	小野上村
	飯 塚 貴美夫	子持村
	岩 崎 幸 代	赤城村
	南 雲 鋭 一	北橘村
" 第4号委員	今 成 久 男	渋川市
	高 橋 太 郎	伊香保町
	木 暮 敞 治	小野上村
	飯 塚 重 雄	子持村
	木 暮 政 光	赤城村
	小 泉 隆 雄	北橘村
" 第5号委員	桜 井 芳 樹	共通学識経験者
	戸 所 隆	共通学識経験者
	小 野 宇三郎	共通学識経験者